

出生時育児休業給付の申請時の必要書類

<申請書>

- ・育児休業給付受給資格確認票・出生時育児休業給付金支給申請書
ダウンロード可→様式のみ印刷・内容を入力して印刷どちらも可能
※マイナンバーを記載してください。
- ・雇用保険被保険者休業開始時賃金月額証明書
(ダウンロード不可。来所または郵送にて用紙を請求してください。郵送で請求する場合は、必要部数を明記の上、切手を貼付した返信用封筒を同封し、雇用継続課までお送りください。)

<育児休業取得者からもらうもの>

- 出産予定日及び出産日が確認できるもの(複数可)(写し可)
 - ・母子手帳のコピー(出生届出済証明のページで出生時育児休業取得者名が記入されたもの)
 - ・住民票(世帯全員記載の”続柄”を省略していないもの)
 - ・出産手当金申請書(名前、出産日、病院又は医師の証明があるもの)
(出産予定日の確認については育児休業申出書でも可)
- 受給資格確認票の”申請者氏名”欄の記名(同意書があれば不要)
- 手書き**で申請書を作成している場合のみ通帳のコピー(本人名義のもの。旧姓の口座は不可)
※または、キャッシュカードコピー、または銀行窓口でもらう確認印でも可

<事業所が用意するもの>

- 適用事業所台帳(あれば)
- 支給申請期間を対象として支払われた賃金が確認できる賃金台帳と出勤簿、又は育児休業証明書
- 育児休業申出書(事業所の書式で出生時育児休業開始日・終了日、子の生年月日又は予定日等が記載されているもの)※コピー可
- 休業開始時賃金月額証明書(2枚目)の左欄外の捨印の押印
- 休業開始時賃金月額証明書の記載内容が全て確認できる賃金台帳と出勤簿

※在職している事業所で11日以上の方が12ヶ月無い場合は前職の「離職票-2」の原本が必要です。
(基本手当の受給資格決定前に限ります。)

<申請可能期間について>

- ・子の出生日(出産予定日前に子が出生した場合は、当該出産予定日)から8週間を経過する日の翌日から提出可能となります。申請期限は当該日から2か月を経過する日の属する月の末日までです。

※休業期間を対象とする賃金がある場合は、当該賃金が支払われた後に提出してください。
※出生時育児休業給付金の支給申請は、受給資格確認と同時にを行う必要があります。

ハローワーク飯田橋 雇用継続課
〒112-8577
東京都文京区後楽1-9-20
03-3812-8609(11#)

【令和4年10月1日】